

## 巡視船艇整備事業 評価書

新規事業採択時評価

平成28年度											
事業名(箇所名)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">小型巡視船(PS型)1隻建造</td> <td style="width: 15%;">担当課</td> <td style="width: 15%;">船舶課</td> <td style="width: 10%;">事業主体</td> <td style="width: 10%;">国土交通省 海上保安庁</td> </tr> <tr> <td></td> <td>担当課長名</td> <td>上園 政裕</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	小型巡視船(PS型)1隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁		担当課長名	上園 政裕		
小型巡視船(PS型)1隻建造	担当課	船舶課	事業主体	国土交通省 海上保安庁							
	担当課長名	上園 政裕									
事業内容	小型巡視船(PS型)1隻の建造及び就役										
配備管区及び主な活動海域	調整中										
整備期間	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">開始</td> <td style="width: 33%;">平成29年度</td> <td style="width: 33%;">完了</td> <td style="width: 33%;">平成30年度</td> </tr> </table>	開始	平成29年度	完了	平成30年度						
開始	平成29年度	完了	平成30年度								
総事業費(億円)	約24億円										
運用開始年度	平成30年度										
耐用年数	20年										
本事業に関連する事業	老朽巡視船の解役										
政策(施策)目標	政策目標:安全で安心できる交通安全の確保、治安・生活安全の確保 施策目標:船舶交通の安全と海上の治安を確保する										
事業の効果分析	<p>(1)必要性・緊急性</p> <p>①小型巡視船(PS型)整備の必要性                      (ア)小型巡視船(PS型)は沿岸海域で発生する海難救助等の警備救難業務を担い、国内密漁事犯、外国漁船の違法操業事犯、密輸・密航事犯等の海上犯罪の取締りや沿岸海域における法令の励行・取締りを主たる任務としていることから、特に、これら海上犯罪が発生する蓋然性の高い海域を管轄する部署に機動性に優れた小型巡視船(PS型)を配備する必要がある。</p> <p>(イ)我が国の領海警備に関する情勢変化に鑑み、領海警備、海洋権益の保全等に的確に対応するため、追跡・捕捉能力、監視探証能力、情報伝達能力を強化した巡視船へ代替する必要がある。</p> <p>②小型巡視船(PS型)整備の緊急性                      (ア)一部の小型巡視船(PS型)は、建造から20年以上が経過しているため、船底破口や主機関の故障等が頻発しており、乗組員の安全性が著しく低下している状況にある。</p> <p>(イ)また、代替整備が遅れることにより、基幹装備品の故障や腐食による船体損傷等が増加し、迅速な現場進出や災害対応等本来の任務を全うすることができない。さらに、長期間を要する臨時修理が頻発していることから、一刻も早く小型巡視船(PS型)を整備する必要がある。</p>										
(2)事業の効果	本事業で小型巡視船(PS型)を整備することにより、期待される業務上の効果は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 速力の向上により、対象船の的確な追尾、現場海域への到達時間の短縮化が可能となる。</li> <li>② 探証機能向上により、夜間取締能力の強化、昼夜を問わない監視・探証及び捜索救助が可能となる。</li> <li>③ 高性能武器、防弾構造、接舷用防舷物により厳正かつ適確な法執行活動が可能となる。</li> <li>④ 停船命令等表示装置により、付近航行船舶に対し、昼夜を問わず視覚的な情報伝達が可能となる。</li> </ol>										
(3)主たる効果の抽出	整備しようとする小型巡視船(PS型)は、追跡捕捉能力、夜間監視探証能力等が強化されており、我が国周辺海域における海洋権益の保全等の事案体制強化を図ることができる										
事業の総合評価 (第三者(外部有識者)委員会の意見等)	事業内容及び評価結果が適当であると判断。										

【小型巡視船(PS型)】



【小型巡視船(PS型)の老朽化の状況】

